

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市若者定住引越費用事業補助金交付要綱
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	定住した若者世帯の引越にかかる費用の負担軽減に向け、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	定住した若者世帯
補助対象経費	住居移転に必要な家財道具等の運搬に係る費用
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	補助対象経費が10万円以上として補助金額は5万円を上限
	○少額（5万円以下）補助金の理由 若者世帯の移住促進を図るため、首都圏から佐渡へ引越しに係る経費を試算し、10万円を上限として、その1/2以内とした。
補助率等	1/2以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化 補助対象15件／年 3年以上の定住
	○目標に対する費用対効果（計算式）  ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	令和3年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ等で募集する
事業担当	（担当部署） 移住交流推進課 移住交流推進係
	（電話番号） 0259-67-7153（直通）